

子どもの人権オンブズパーソン

2017年次の活動報告を公表します

子どもの人権オンブズパーソン（公的第三者機関）の年次活動報告を公表。報告書は、市役所5階の同事務局と2階の市政情報コーナーで閲覧できます。また、相談も随時受け付けています。

■相談と調整活動

29年1～12月に相談の対象となった子どもの数は69人、相談者数は119人、年間相談回数は572回でした。また1つの案件に対する相談回数は平均8.3回で、問題解決までに長時間かかる案件が目立っています。

問題となっている事項は、「家庭生活・家族関係」が最も多く、次いで「教職員等の指導上の問題」「不登校」です。昨年から調査継続しているオンブズパーソンの自己発意による調査案件が1件ありました。市内の私立保育所の苦情解決制度が十分に機能していない状況がうかがえたため、調査を実施したものです。そこで、制度が十分に機能するよう積極的に取り組むことを求める意見表明を教育委員会に行いました。

また、義務教育修了後に困難を抱える子どもの実態把握と支援について、教育委員会の各部署が連携し、継続的な協議の場を設けることを求める提言を行いました。

■広報・啓発活動

市内の保育所・幼稚園・小・中学校・高校の子どもと教職員に、オンブズパーソンのリーフレットや電話カードなどを配布した他、「子どもオンブズ通信」を小・中学生向けに作成しました。

■困ったときはオンブズに相談

子どもの人権オンブズパーソンは、3人のオンブズパーソンと4人の調査相談専門員が、友達や先生、家族との関係など困っていることの問題解決に向けて一緒に考えます。一人で悩まないで、子どももおとなも気軽に相談してください。電話相談は、平日の午前10時～午後6時に、子どもの人権オンブズフリーダイヤル☎0120(197)505へ。

問い合わせ 子どもの人権オンブズパーソン事務局 ☎(740)1235

7月11日に市役所で抽選会を開催 公営霊園の利用者を募集

問い合わせ (一財)市都市整備公社 ☎(740)1219

(一財)市都市整備公社が、公営霊園の利用者（2平方メートル墓所8区画と3平方メートル墓所42区画）を募集。抽選会を、7月11日(水)午前10時（受け付けは午前9時半）から市役所7階会議室で開催します。希望者は、市役所5階の同公社と同1階の市民課、各行政センター、霊園管理事務所に6月13日(水)から備え付ける「霊園使用申込案内書」に必要事項を書き、持参の上、抽選会場へ。申し込みは、1世帯につき1区画まで。なお、電話や訪問による墓石の仲介・あっせんはしていません。

※世帯主で、次の①～④を全て満たす人。①市内に3カ月以上居住しているか、市内の事業所に6カ月以上勤務している②遺骨を自宅か寺院などに保管し、埋火葬許可証を持っているか、遺骨が他の墓地か納骨堂にあり改葬許可証をもらえる③同霊園の利用者でない④3年以内に墓石などの設備工事ができる▷☎永代使用料は2平方メートル墓所53万8,000円、3平方メートル墓所80万7,000円。管理料（年額・税別）は2平方メートル墓所4,800円、3平方メートル墓所7,200円▷☎事前に現地確認し、希望墓所（複数）を決めておいてください。抽選会で定数に満たない場合は、7月12日(木)から同公社で申し込みを受け付けます

新商品開発等事業者に補助金

問い合わせ 産業振興課 ☎(740)1162

市特有の農作物や資源を活用した新商品の開発や、既存商品を改良しようとしている事業者に対し、その開発とPR手法の提案を募集します。

募集要項と様式は、市ホームページに掲載しています。募集期間は、6月1日(金)から7月2日(月)までです。

応募された申請は選考審査し、採択されれば事業の経費の一部を補助します。

訪問看護支援について

問い合わせ 障害福祉課 ☎(740)1178

身体障害者手帳（1級・肢体不自由）と療育手帳（A判定）を持っている障がい児（者）（県知事がこれと同程度と認めるものを含む）を対象に、訪問看護を利用した際の医療費自己負担の一部を助成しています。

なお、世帯の所得状況により対象とならない場合があります。

申し込みは、市役所1階の障害福祉課に備え付けの申請書類に必要事項を書き、身体障害者手帳と療育手帳、健康保険証、印鑑を持って同課へ。

公共予約システムが停止

問い合わせ 文化・観光・スポーツ課 ☎(740)1245

データセンター移転のため、施設予約システムが6月24日(日)午後3時から27日(水)午前10時まで停止。各施設予約方法や問い合わせ先は、次の通りです。

【文化・スポーツ施設】

詳しくは総合体育館・弓道場☎(759)9712、市民温水プール☎(755)0257、東久代運動公園☎(757)6386、市民体育館・運動場☎(793)1888、文化会館☎(758)9811、みつなかホール☎(740)1117へ。

【中央公民館】

停止期間中、窓口での予約は受け付けています。詳しくは☎(758)0103へ。

【アステ市民プラザ】

6月25日(月)・26日(火)の午前9時～午後9時は、窓口か電話で仮予約のみ受け付けています。

24日(日)・27日(水)の午前9時～午後9時は、通常通り予約を受け付けています。詳しくは☎(740)1115へ。

納税通知書を発送

問い合わせ 市民税課 ☎(740)1132

市・県民税の納税決定通知書を6月8日(金)に発送。65歳以上の人の公的年金所得に係る税金は、年金から引き落とされます（特別徴収）。

30年度の年税額中、4・6・8月は、前年度の年金所得に係る年税額の半額を3分割した金額を引き落とし（仮徴収）、10・12月、31年2月は、年税額から仮徴収した額を差し引いた額を引き落とします（本徴収）。

公的年金の他に不動産などの所得があった人は、公的年金からの引き落としの他に、納付書か口座振替での納付が必要です。

30年4月1日現在で新たに65歳になった人と、税額変更などで公的年金からの引き落としが中止になった人は、6・8月は納付書で納付してください。10月以降に年金からの引き落としが始まります。

減免申請は6月25日まで

問い合わせ 市民税課 ☎(740)1132

天災・失業などで市・県民税の納税が困難な人は、申請すると減免が認められることがあります。申請期限は6月25日(月)まで。

申請には、申請書などの各種書類が必要です。

児童手当を6月8日に支給

問い合わせ こども支援課 ☎(740)1179

6月8日(金)に児童手当（2～5月分）を振り込みます。支払通知書は発送しませんので、通帳を確認してください。

また、同手当の受給者に現況届を送付します。同届は6月29日(金)までに、必要事項を書き、必要書類を添えて郵送または持参で、市役所3階のこども支援課へ。

個人情報保護条例と情報公開条例 運用状況を公表します

問い合わせ 情報政策課 ☎(740)1141

29年度の同条例の運用状況を下表の通り公表します。なお、不服申立の件数は3件で、処理状況については棄却が1件、審議中が2件です。

	請求件数	処理状況							
		公開	部分公開	非公開	非開示	不存在	応答拒否	存否	取下げ
個人情報保護条例 (自己情報開示)	166	146	19	-	-	-	-	1	-
情報公開条例 (公文書公開)	244	97	127	5	8	-	-	4	3

多言語通訳サービス開始

問い合わせ 消防課 ☎(759)9980

市を訪れる外国人観光客と市内在住の外国人からの119番通報や、現場での救急活動時に対応するため、多言語通訳サービスを開始します。

対応言語は、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語の5言語。開始は6月1日(金)午前9時からで、24時間365日対応します。

納期限は7月2日(月)です

市・県民税〈第1期〉

納税通知書の発送は6月8日(金)です。課税に関する問い合わせは市民税課☎(740)1132、納付については市税収納課☎(740)1134へ。[Yahoo! 公金支払い] でクレジットカード納付ができます。詳しくは市税収納課へ。

6月24日(日)に市税・保険税(料)・保育料 休日納付相談窓口を開設

6月24日(日)午前9時半から午後4時まで、休日納付相談窓口を開設。市役所1階の保険収納課☎(740)1177と介護保険課☎(740)1148、同2階の市税収納課☎(740)1134、同3階の幼児教育保育課☎(740)1175へ。